

令和四年度

文 部 科 学 関 係 の 税 制

1 学校教育等に係る優遇措置

(1) 学校教育に係る優遇措置

① 児童生徒等に係る優遇措置

ア 奨学金等に係る優遇措置

学資に充てるために給付される金品（奨学金、高等学校等就学支援金、就学援助費等）については、所得税は課税されない（所法第9条第1項第15号）。

また、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業、都道府県又は都道府県に代わって公益社団・財団法人が行う高等学校等の生徒に対する無利子奨学金事業に係る消費貸借契約書及び文部科学大臣の確認を受けた高等学校等の生徒等に対する無利息奨学金に係る消費貸借契約書（平成28年4月1日以降の文部科学省大臣の確認を受けた日から令和7年3月31日までの間に作成されたものに限る）については、印紙税は課税されない（印紙税法第5条、別表第3、措置法第91条の3第1項、第2項、措置令第52条の2、措置則第41条、平成22年文告第72号）。

イ 勤労学生に係る優遇措置（勤労学生控除）

働きながら学ぶ学生、生徒、児童のうち、給与所得控除額（65万円）控除後の給与所得が65万円以下の者に係る所得税については、27万円が所得から控除される。さらに38万円の基礎控除があることから、結局、年間給与収入130万円までの学生、生徒、児童は所得税が非課税となる（所法第2条第1項第32号、第28条、第82条、第86条）。

また、住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）については、26万円が所得から控除される（地法第34条第1項第9号、第11項、第314条の2第1項第9号、第11項）。なお、合計所得金額が125万円以下の未成年者については、住民税は非課税とされる（地法第24条の5第1項第2号、第295条第1項第2号）。

ウ 19歳以上23歳未満の者の扶養に係る優遇措置（特定扶養控除）

特定扶養親族（19歳以上23歳未満の扶養親族）については、所得税の場合、通常の扶養控除（38万円）を25万円割増し63万円、住民税の場合、33万円を12万円割増し45万円が所得から控除される（所法第2条第1項第34号の3、第84条、第85条、地法第34条第1項第11号、第314条の2第1項第11号）。

エ 教育費に充てるための贈与に係る優遇措置

扶養義務者から、教育費に充てるために贈与を受けた場合、通常必要と認められるものについては、贈与税の課税価格に算入しない（相法第21条の3第1項第2号、相法基本通達21の3-4～7）。

オ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

平成25年4月1日から令和5年3月31日の間に、直系尊属（贈与者）が30歳未満の子・孫（受贈者）名義の金融機関等の口座に、教育資金を一括して贈与した場合、この資金について、子・孫ごとに1,500万円までは非課税となる。（措置法第70条の2の2、措置令第40条の4の3、措置則第23条の5の3、措置則別表11（1）～（6））

カ 子ども銀行の利子等に係る優遇措置

小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（小・中学部、高等部）の児童又は生徒が、校長の指導を受けて行う子ども銀行等の利子又は収益の分配については、所得税は課税されない（所法